あいおいニッセイ同和損保
立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP

事業活動

「大切な財産の補償」や
「事故や災害後の事業継続」に備えたい方に

事業用

事業活動総合保険

平成31年1月以降保険始期用

全力サポート宣言

MS&ADインシュアランスグループは、
サッカー日本代表を応援しています。

タフビズ TOUGH Biz

事業活動総合保険

「タフビズ事業活動総合保険」は
ベルマーク協賛商品です。

建物などの補償に加え、
事故や災害による休業時の補償や
思わぬ事故での賠償リスクを補償します。

もしも!

火災などの事故により貴社の損害が発生した場合の備えは万全ですか?

所有する建物や設備・什器等に

過去にも右記のような事故事例が発生!

CASE.1
爆発
工場内部における爆発事故により、建物が損壊。

損害額
約7,000万円

CASE.2
風災
コンクリート造の屋根の防水シートが吹き飛んで損傷。

損害額
約150万円

CASE.3
水災
台風に伴う豪雨により、建物が浸水。1階の地盤面より約50cm相当が水没。

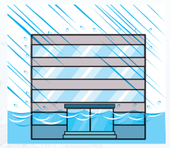

損害額
約1,000万円

CASE.4
休業損害
タバコの火の不始末により出火し、全焼となったため休業(休業日数130日)。

損害額
約1,530万円

CASE.5
賠償責任
自店からの漏水で、階下の他のお店(ブティック)の商品を汚損してしまった。

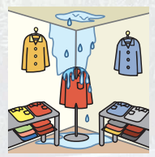

損害額
約300万円

タフビズ TOUGH Biz
事業活動総合保険

タフビズ事業活動総合保険が

貴社の事業活動に関連する損害について事故発生時の対応をバックアップします。

詳しい補償内容は次のページへ

タフビズ TOUGH Biz
事業活動総合保険

3つの基本補償

お客さまのニーズにあわせて補償設計が可能です!

以下の3つの補償を必要に応じて組み合わせて契約いただけます。なお、基本の補償1「財物の補償」および基本の補償2「休業損害の補償」は単独でのご契約ついては、基本の補償1「財物の補償」にセットしが可能です。ただし、基本の補償3「賠償・費用の補償」にてご契約ください。

基本の補償1

05ページ

財物の補償

火災をはじめ、台風や豪雨などの自然災害やその他偶然な事故まで貴社の大切な財産をお守りします!

(注)「保険の対象」の合計保険金額が10億円未満の場合に限ります。

保険の対象となるもの

建物

建物内

- 設備・什器等
- 商品・製品等
- 明記物件
- 家財

(注)家財については、単独で契約することができません。

建物外

[敷地内]

- 門、塀、垣
- 延床面積66m²未満の物置、車庫、その他の付属建物

保険申込書に保険の対象に含まれない旨の記載がないかぎり保険の対象に含まれます。

- 屋外設備・装置等

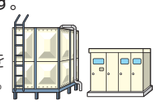

(注)「敷地内屋外物件追加補償特約」をセットすることにより補償されます。

[敷地内・敷地外]

保険の対象である「建物」または「設備・什器等」を収容する建物から5メートル以内の移動式看板

(注)野積みの動産は、保険の対象とすることができません。

基本の補償2

07ページ

休業損害の補償

思わぬ事故で休業した場合に喪失した「粗利益」を補償します!

補償されるもの

- 喪失利益
- 休業中でも発生する人件費等の経常費
- 営業を継続するために借りた仮店舗等の費用
- 営業再開時の広告費用などの諸費用

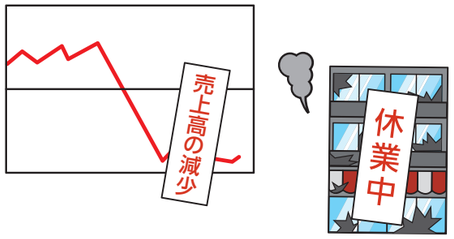

基本の補償3

09ページ

賠償・費用の補償

施設の所有・使用・管理や仕事の遂行に起因する賠償リスクを補償します!

補償されるもの

- 法律上の損害賠償金
- 被害者に対する治療費等
- 訴訟費用や弁護士報酬などの争訟費用
- その他の諸費用
  - ・損害防止費用
  - ・権利保全行使費用
  - ・緊急措置費用
  - ・協力費用

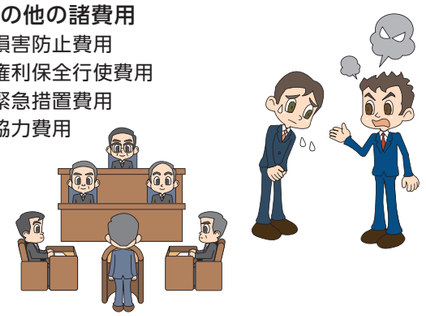

保険の対象となる物件

1. 一般物件

店舗、併用住宅(住居と店舗や事務所などが併設された建物)、事務所、小規模の作業場など

2. 工場物件

一定規模以上の作業場(工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの、工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの、作業人員が常時50人以上のもの等)など

(注) 上記の物件種別であっても、保険金額が10億円以上や一部の物件(風力発電所等)のお引受けが出来ない場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

サービスもご利用いただけます!

被災設備等修復サービス

被災時の早期復旧を支援する 被災設備等修復サービス

火災等で罹災した建物、機械・設備等の煙・すす・サビ・腐食性ガス等による**汚染の調査、汚染除去**を災害復旧専門会社(リカバリープロ社)が行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械・設備等を**罹災前の機能・状態に復旧し、事業の早期再開を支援**します!

(注1)自動セットされる「緊急処置費用補償特約」により、当社の指定する災害復旧専門会社(リカバリープロ社)による緊急処置(損害の発生または拡大を防止するために必要または有益である処置に限ります)が行われた場合に、1事故につき5,000万円を限度にその緊急処置費用を補償します。

(注2)緊急処置費用は、普通保険約款および他の特約でお支払いする損害保険金、費用等の額を除きます。

(注3)この特約はすべてのお客さまにサービスをご提供することをお約束するものではありません。また、大規模災害時等の場合には、ご提供できないことがありますのであらかじめご了承ください。

〈リカバリープロ社とは〉
世界的な災害復旧専門会社であるベルフォアグループ(本部:ドイツ)の日本法人です。同グループは世界25か国以上に約300の拠点を有し(2018年6月現在)、火災、水災等で損害を被った幅広い種類の機械・設備・建物に対して、腐食抑制応急処置および修復(汚染除去、分解精密洗浄など)を行います。

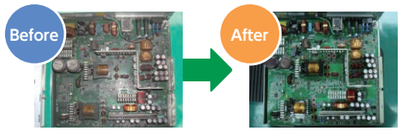

気象情報アラート

「気象情報アラート」とは

- 気象情報をあらかじめ把握することにより、被害防止・被害軽減対応に活用いただくことが可能となるサービスです。

サービスの内容

- お客さまが専用サイト上で気象情報(「降水」「風速」「降雪」「雷」などの情報)を、タイムリーかつ高精度に知ることが可能です。
- 設定した数値を超える予報となった場合には、あらかじめ登録したアドレスにアラートメールを配信します。

サービスご利用方法

- ご契約後に送付する保険証券に同封の「タフビズ事業活動総合保険サービスガイド」に記載のQRコードまたはURLよりサービスの利用登録をいただきます。

⚠
・このサービスをご利用いただける方は「事業活動総合保険」の保険契約者(被保険者を含みます)とそれらの役員および使用人の方となります。
・このサービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
・このサービスはあいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。利用方法および利用規約については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ事業活動総合保険サービスガイド」等をご確認ください。

(注) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

財物（建物・動産）の補償

保険の対象とした「建物」や「動産（設備・什器等、商品・製品等、家財）」などの財物が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

補償内容の詳細は19ページ

タフビズ事業活動総合保険は3つのプランから選択いただけます。

（注）一部の物件でワイドプランのお引受けが出来ない場合があります。
詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

基本の補償1

不測かつ突発的な事故や水災の補償内容の充実したワイドプランをおすすめしています。

○:対象　×:対象外

		おすすめ! ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン 工場物件	エコノミープラン 一般物件
1	火災、落雷または破裂・爆発	○	○	○	○
2	風災[1]、雹災または雪災[2]	○※1	○※1	○※1	○※1
3	水ぬれ[3]	○	○	○	×
4	騒擾、労働争議等	○	○	○※2	×
5	航空機の墜落、車両の衝突等	○	○	○※2	×
6	建物の外部からの物体の衝突等[4]	○	○	×	×
7	盗難 盗難による盗取・損傷・汚損	○	○※3	×	×
	盗難 生活用通貨・預貯金証書の盗難（家財が保険の対象の場合）	○	○※3	×	×
	盗難 業務用通貨・預貯金証書の盗難（設備・什器等が保険の対象の場合）	○	○※4	×	×
8	水災[5]（注）土砂崩れを含みます。	○	○	×	×
9	1から8までの事故以外の不測かつ突発的な事故	○	×	×	×

最大100%補償

最大70%補償

さらに さまざまな費用も補償します。

臨時費用
損害保険金が支払われる場合に、臨時に発生する費用を補償

残存物取片づけ費用
損害を受けた保険の対象の残存物を取片づけする費用を補償

失火見舞費用
火災、破裂・爆発の事故で近隣建物等に損害を与えた場合、見舞金などの費用を補償

地震火災費用
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合などに臨時に発生する費用を補償（地震保険とは異なります）

修理付帯費用
火災、落雷、破裂・爆発による損害の復旧にあたり、仮店舗で営業する場合の賃借費用や復旧のために要した工事の割増費用などを補償

看板修復費用
建物から5メートル以内にある屋外所在の移動式看板[6]の修復費用を補償

損害防止費用
火災、落雷、破裂・爆発事故が発生した場合に使用した消火薬剤等を再取得するために必要な費用を補償

権利保全行使費用
事故が発生した場合に、当社が代位取得する債権の保全および行使に必要な手続きのための費用を補償

（注）上記の保険金等のほか、自動セットされる「緊急処置費用補償特約」による緊急処置費用保険金をお支払いします。

※1 損害の額が20万円以上の場合、お支払いの対象となります。ただし、「風災等支払条件変更特約」をセットすることにより、損害の額が20万円未満であっても、選択いただいた免責金額を超える場合にお支払いの対象となります。
※2 4および5の標準免責金額を変更しない場合には、「騒擾・車両衝突等支払条件変更（20万円以上事故補償）特約」が自動セットされ、損害の額が20万円以上のときに、お支払いの対象となります。　※3 商品・製品等の盗難は対象外となります（商品・製品等の盗難を補償するのはワイドプランのみです）。
※4 損害の状況により、建物および家財は損害の額の最大70%または定額払（保険金額の10%もしくは5%）となり、設備・什器等および商品・製品等は定額払（保険金額の5%）となります。

うっかりミスによる破損・汚損などの事故、近年増加しているゲリラ豪雨による水災への備えの拡充および商品盗難への備えに、より補償の充実したワイドプランをおすすめします!

ワイドプランの魅力1

破損や汚損などの不測かつ突発的な事故も補償されます!

保険の対象によってお支払いできない場合があります。

ワイドプランの魅力2

エコノミープラン・ベーシックプランに比べ、水災の補償が充実!!

（注）保険金額が保険価額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額より少なくなることがあります。

具体例　保険金額（ご契約金額）：建物5,000万円、設備・什器等 2,000万円

損害の割合		損害の額	お支払いする損害保険金 ベーシックプラン	お支払いする損害保険金 ワイドプラン
保険価額[7]の30%以上の損害		7,000万円	3,600万円※1	7,000万円
床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	保険価額[7]の15%以上30%未満の損害	1,500万円※2	200万円限度	1,500万円
	保険価額[7]の15%未満の損害	700万円※2	100万円限度	700万円

※1 建物 5,000万円×70%=3,500万円、設備・什器等 2,000万円×5%=100万円≧100万円
※2 建物以外の損害はないものとします。

ワイドプランの魅力3

エコノミープラン・ベーシックプランに比べ、盗難の補償が充実!!

「商品・製品等」を保険の対象とした場合、商品の盗難も補償されます!
さらに、ワイドプランのみ「業務用現金盗難拡張補償特約」※をセットすることができます。

※業務用通貨・預貯金証書の盗難の限度額を拡大および業務用切手・印紙・手形・小切手の盗難補償を追加するとともに建物外で集金・携行している際の盗難危険を補償します。

用語のご説明

1 風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

2 雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

3 水ぬれ
給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます。ただし、2または8の事故による損害を除きます。

4 建物の外部からの物体の衝突等
建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは2、5もしくは8の事故による損害を除きます。

5 水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。なお、保険の対象（ベーシックプランの場合は保険の対象である建物もしくは家財）に保険価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます）もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合に補償の対象となります。

6 屋外所在の移動式看板
業務の用に供するための屋外所在の移動式看板で、被保険者の所有するものに限ります。ただし、はり紙、はり札、のぼり、旗、垂れ幕、アドバルーンその他これらに類するものおよび商品・製品等である看板を除きます。

7 保険価額
時価額による保険の対象の評価額をいいます。ただし、再調達価額により評価する旨の定めがある場合は、再調達価額による保険の対象の評価額をいいます。

休業損害の補償

思わぬ事故で「休業」による損害が発生してしまったときに保険金　をお支払いします。

補償内容の詳細は21ページ 2

(注)一部の物件でワイドプランのお引受けができない場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

基本の補償2

基本の補償1「財物の補償」とあわせて契約いただく場合には、基本の補償1「財物の補償」で選択した契約プランと同じプランとなります。補償範囲の広いワイドプランをおすすめします。

○:対象　×:対象外

	おすすめ! ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン 工場物件	エコノミープラン 一般物件
1 火災、落雷または破裂・爆発	○	○	○	○
2 風災、雹災または雪災	○	○	○	○
3 水ぬれ	○	○	○	×
4 騒擾、労働争議等	○	○	○	×
5 航空機の墜落、車両の衝突等	○	○	○	×
6 建物の外部からの物体の衝突等	○	○	×	×
7 盗難（盗難による盗取・損傷・汚損）	○	○	×	×
8 水災	○	○	×	×
9 1から8までの事故以外の不測かつ突発的な事故	○	×	×	×
10 食中毒・特定感染症※1※2	○	○	×	×

日本国内に所在する保険証券記載の建物等に加え、下記のものに発生した損害による損失も補償します。

隣接物件の事故※3

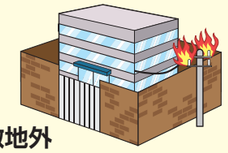

敷地外ユーティリティ設備の事故※4

さらに さまざまな費用も補償します。

営業継続費用
仮店舗・仮事務所の貸借費用や外注により割高となる費用等、営業を継続するために必要な費用を補償
（ただし、食中毒・特定感染症による事故は補償されません）

営業再開時臨時費用
復旧期間終了後30日以内に支出した臨時費用を補償

(注)上記の保険金のほか、損失防止費用および権利保全行使費用および緊急処置費用保険金をお支払いします。

※1 契約時にお決めいただいた約定復旧期間が限度となります。なお、食中毒および特定感染症の補償（エコノミープランは補償対象外）については約定復旧期間（30/100/180/365日）に応じて14/14/25/50日間を補償限度期間とします。
※2 特定感染症とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア等をいいます。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。
※3 隣接するアーケードや入居しているテナントビル・地下街・袋小路内で他の店舗が火災等の事故にあった場合をいいます。
※4 保険の対象である建物等と配管・配線により接続している電気・ガス・熱・水道・工業用水道・電信・電話の供給・中継設備に火災等の事故があった場合をいいます。

ご契約にあたってお決めください。

約定復旧期間 8

災害発生後、建物の再築・設備等の再稼働に要する期間を勘案の上、次の4つの中からお決めください。

☑ 30日　☑ 100日
☑ 180日　☑ 365日

ご契約口数（補償日額）

災害発生後に必要な**1日あたりの補償日額を1口1万円**として、1事業所ごとにご契約口数をお決めください。
口数は1日あたりの粗利益 9（粗利益日額）を基準にお決めいただきます。ただし、200口が限度となります。

お支払いする保険金

お支払いする休業損害保険金

補償日額 × (休業日数 − 控除する日数 10)

(注)休業損害保険金は、支払限度額（補償日額に約定復旧期間を乗じた額）または復旧期間内の売上減少高 11 に支払限度率 12 を乗じて得た額から復旧期間内に支払いを免れた経常費等の費用を差し引いた残額のいずれか低い額が限度となります。

＋

お支払いする営業継続費用保険金

1回の事故につき、500万円または「営業継続費用」の支出によって減少させることができた休業日数に補償日額を乗じて得た額のいずれか高い額を限度として、実際に支出した額をお支払いします。

＋

お支払いする営業再開時臨時費用保険金

休業損害保険金をお支払いする場合に、休業損害保険金×10%または100万円のいずれか低い額を限度として、実際に支出した額をお支払いします。

＝ お支払いする保険金

具体例 下記事例は当社が実際に保険金としてお支払いした一例です（当社における同種の保険でのお支払い事例です）。

料理飲食店
タバコの火の不始末により、出火し、全焼となったため休業
財物損害の保険金 4,580万円 ＋ 休業損害の保険金 1,530万円　休業日数 130日

ホテル
落雷により、エレベーターが破損し、作動しなくなり休業
財物損害の保険金 3,870万円 ＋ 休業損害の保険金 1,090万円　休業日数 27日

理容店（複合施設内テナント）
別のテナントから出火。消火活動により店舗が水浸しとなり、休業
財物損害の保険金 1,040万円 ＋ 休業損害の保険金 450万円　休業日数 89日

用語のご説明

8 約定復旧期間
ご契約にあたって定める保険金のお支払い対象となる最長期間のことをいい、30日・100日・180日・365日の中からいずれかをお決めいただきます。なお、食中毒・特定感染症については上記約定復旧期間に応じ、14日・14日・25日・50日間を補償限度期間とします。

9 粗利益
売上高から商品仕入高および原材料費※を差し引いた残高をいいます。
※期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。

10 控除する日数
お支払いする保険金を算出する際に休業日数から控除する日数をいいます。「風災・雹災・雪災、水災」「敷地外ユーティリティ設備の事故」は1日（それ以外の事故は控除する日数はありません）を控除します。

11 売上減少高
事故直前12か月のうち復旧期間に応当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残高をいいます。

12 支払限度率
最近の会計年度（1年間）の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

賠償・費用の補償

思わぬ事故で「賠償責任」・「費用」が発生してしまったときに保険金　をお支払いします。

補償内容の詳細は21ページ 3

（注）「賠償責任等補償特約」等の保険料は、基本の補償1「財物の補償」の保険料に含まれておりません。別に定める保険料が必要となります。

基本の補償3 基本の補償1「財物の補償」にセットして契約いただけます。

☑ 賠償責任等補償特約

		具体例	支払限度額	免責金額 15
1 施設賠償責任	施設の所有・使用・管理や仕事の遂行に起因する事故により、下記の事態になった結果、被保険者 13 が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。 ● 他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させた。 ● 不当な身体の拘束により自由を侵害した、あるいは名誉毀損をした。 ● 口頭、文書等により名誉毀損をした、あるいはプライバシーを侵害した。 ● 他人の財物を損壊することなく、使用不能にした。	 **施設の所有・使用・管理や仕事の遂行に起因する事故** ■閉店前に店舗のシャッターを途中まで下げていたため、お客さまが帰る際、シャッターに頭部をぶつけてケガをしてしまった。 ■ガスコンロで揚げ物中、冷蔵庫へ材料を取りにいったほんの一瞬の間に油に火がつき、火災が発生してしまった。初期消火に失敗し、来店していたお客さまがやけどを負ってしまった。 ■自転車で出前の途中、通行人と衝突しケガをさせてしまった。 **名誉毀損やプライバシー侵害に関連する事故** ■お客さまを万引き犯と間違えて拘束してしまい、人格権侵害で訴えられた（人格権侵害補償※2）。 **他人の財物を損壊することなく使用不能になったことに関連する事故** ■ビルの2階にある事務所で漏水事故を起こしてしまい、1階にある他人の店舗が水ぬれ回避のため、什器（じゅうき）、商品等を移動させた。什器（じゅうき）、商品等には損壊はなかったが、営業ができなくなったため、経済損失が発生し訴えられた（使用不能損害補償※3）。	1,000万円 3,000万円 5,000万円 1億円 個人賠償責任を補償する場合は、1億円が限度となります。 3億円 5億円	なし
2 個人賠償責任※1	日本国内での日常生活において被保険者 13 が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。	 ■子供（同居）が犬を散歩中、その犬が通行人を咬んでケガをさせてしまった。 ■自転車を運転中、通行人に接触し、ケガをさせてしまった。		
3 被害者治療費等	施設内で発生した火災などの偶然な事故により、お客さまがケガをされた場合に負担した治療費等を補償します（法律上の損害賠償責任がない場合に補償します）。	 ■雑居ビルの他の店舗から出火し、従業員がお客さまを外へ避難誘導中、お客さまが転倒し骨折してしまったため、治療費用を負担した。	1回の事故・被害者1名につき最大50万円限度（1回の事故 14・保険年度中1,000万円限度） （注）被害者のケガの程度等に応じて限度額が異なります。	なし

※1 記名被保険者（記名被保険者が法人の場合はその代表者）が保険の対象または保険の対象を収容する建物に居住している場合に補償されます。ただし、個人賠償責任を補償する他の保険契約等がある場合は「個人賠償責任対象外特約」をセットし、補償の対象外とすることができます。
※2 被害者1名につき100万円、1回の事故 14・保険年度中支払限度額が限度となります。　※3 1回の事故 14・保険年度中100万円が限度となります。

オプション補償 「賠償責任等補償特約」にセットして契約いただけます。

「賠償・費用の補償」を拡大する特約

		具体例	支払限度額	免責金額 15
☑ 受託物賠償責任補償特約	他人から預かったもの（受託物※）を誤って壊したり、紛失したこと等により、所有者に対して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。 ※通貨・預貯金証書や貴金属・宝石・書画・骨董（こっとう）など受託物に含まない物があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。	 ■レストランでお客さまから預かった荷物を紛失してしまった。 〈携帯品の損害について〉 飲食店など、お客さまの来集を目的として不特定多数の人が頻繁に出入りする施設は、お客さまから預かった携帯品がなくなったり壊れたりした場合、不可抗力であったことを立証できない限り損害賠償責任を免れることはできません。特に預かっていなくても、お客さまの携帯品が施設側の過失によってなくなったり壊れたりした場合も同様です（商法第594条）。	次のいずれかの額からお決めください。 10万円 50万円 100万円 200万円 300万円	5,000円
☑ 弁護士費用等補償特約	被害事故の結果、被保険者がケガをしたり、建物や動産が損害を受けた場合に、損害賠償請求を弁護士に委任した費用や弁護士へ法律相談した場合の費用を補償します。	 ■近隣店舗とのトラブルにより、看板が壊されたり、ガラスが割られるなどの被害が発生。対応方針について法律相談を行った。	300万円限度（弁護士費用等）	なし
			5万円限度（法律相談費用）	なし

用語のご説明

13 被保険者
事故が発生した場合に、保険金のお支払いを受ける権利を有する方（補償の対象となる方）をいいます。個人賠償責任補償の被保険者は、記名被保険者ご本人、記名被保険者ご本人の配偶者、記名被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴のないことをいいます）の子となります。

14 1回の事故
発生時間、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故または同一の行為に起因して生じた一連の人格権侵害をいい、一連の事故または一連の侵害は最初の事故または侵害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

15 免責金額
支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

「その他」の補償

「その他」のニーズに応じたさまざまな補償をご用意しています。

補償内容の詳細は23ページ

オプション特約

基本の補償1「財物の補償」にセットして契約いただけます。なお、特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を払い込みいただきます。ただし、「借家人賠償責任・修理費用補償特約（火災等限定含む）」は基本の補償2「休業損害の補償」単独契約にもセットして契約いただけます。

基本の補償内容を拡大する特約

電気的・機械的事故補償特約（建物付帯設備用）（設備・什器等用）

ワイドプラン限定特約

（注）ワイドプランをご契約の場合のみ、セットいただけます。なお、（設備・什器等用）は、作業場物件・工場物件にはセットいただけません。

過電流やショート・スパークなどの電気的事故や折損などの機械的事故により被った損害を補償します。

- 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故による損害を補償します。
- 保険の対象に含めることができないものがあります。
- メーカーや販売店の保証制度の対象となる損害については、その保証制度を優先し、本特約の補償対象外となります（保証制度と重複する場合は保険金のお支払いの対象外となります）。

（注）免責金額は、基本の補償1「財物の補償」で選択いただいた不測かつ突発的な事故の免責金額が適用されます。

業務用現金盗難拡張補償特約

ワイドプラン限定特約

（注）ワイドプランをご契約の場合のみ、セットいただけます。

建物内で保管されている間および日本国内において、通常の経路で集金・携行されている間の業務用通貨・預貯金証書・手形・小切手などの盗難を補償します。

建物内で保管されている間の盗難

基本の補償1「財物の補償」の業務用通貨・預貯金証書の盗難の限度額※を上回る損害について、この特約の保険金額を限度に補償します。また、基本の補償1「財物の補償」で対象とならない業務用切手・印紙・手形・小切手の盗難を、この特約の保険金額を限度に補償します。

※基本の補償1「財物の補償」の業務用通貨・預貯金証書の盗難の限度額

業務用の通貨	100万円
業務用の預貯金証書	1,000万円もしくは設備・什器等の保険金額のいずれか低い額

集金・携行されている間の盗難

集金・携行中の損害について、この特約の保険金額の50%を限度に補償します。

基本の補償内容にプラスの補償を追加する特約

敷地内屋外物件追加補償特約

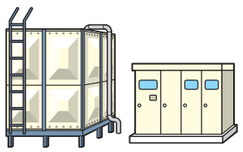

保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物が所在する敷地内に設置された屋外設備・装置およびそれに収容される設備・什器等について保険金額を限度に補償します。

（注1）水災については損害割合が30%以上の場合に補償されます。
（注2）免責金額は、基本の補償1「財物の補償」で選択いただいた免責金額がそれぞれの補償に適用されます。

明記物件補償特約（貴金属等用）（稿本等用）

貴金属等※1または稿本等※2に損害が発生した場合に、明記物件の保険金額を限度に損害保険金をお支払いします（明記物件として保険申込書に明記が必要です）。
なお、（貴金属等用）の場合下記支払限度額が適用されます。

	盗難による損害	不測かつ突発的な事故による損害	左記以外の損害
支払限度額	100万円	50万円	―

※1 設備・什器等または家財である1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や美術品など＊
＊商品・製品等については、本特約の対象となりません。
※2 設備・什器等、商品・製品等または家財である稿本（本などの原稿）や図案、設計書など
（注）免責金額は、基本の補償1「財物の補償」で選択いただいた免責金額がそれぞれの補償に適用されます。

その他のニーズに対応する特約

事業者用類焼損害補償特約

おすすめ!

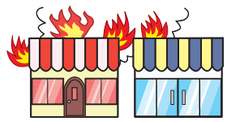

建物やその収容動産からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の建物やその収容動産に類焼した場合に、1億円を限度として、類焼先の損害を補償する特約です。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等からの保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。

（注）基本の補償1「財物の補償」で補償される「失火見舞費用」とは別にお支払いします。

借家人賠償責任・修理費用補償特約／借家人賠償責任・修理費用補償（火災等限定）特約

被保険者が偶然な事故※により、借用戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する特約です。また、偶然な事故※により借用戸室に損害が発生し、貸主との契約に基づき、被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用（1事故300万円限度・免責金額3,000円）を補償します。ただし、主要構造部等の修理費用を除きます。

※「借家人賠償責任・修理費用補償（火災等限定）特約」をセットいただいた場合には、借家人賠償責任補償の対象となる事故が火災、破裂・爆発に限定されます。また、修理費用も約款所定の補償範囲に限定されます。

家賃補償特約

火災や爆発等の事故により、建物が損害を受けた結果、発生した家賃の損失を補償します。

（注1）工場物件には、セットいただけません。
（注2）「休業損害補償条項」を選択したご契約ではセットすることはできません。

⚠「敷地内屋外物件追加補償特約」、「明記物件補償特約」（貴金属等用）（稿本等用）および「家賃補償特約」のお支払い対象となる事故は、契約プランによって異なります。

ご契約条件①（保険金額の設定）について

財物の補償に関して、保険金額の設定および保険金の支払基準について まとめています。ご契約にあたって必ずご確認ください。

保険金額の設定について

保険金額の設定は、保険の対象ごとに下記2パターンの契約方法があります。

おすすめ!

新価（再調達価額）

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

時価額

損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額※1を差し引いた額をいいます※2。

※1 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

※2 保険の対象が「商品・製品等」または「貴金属等」の場合の時価額は以下のとおりとなります。
・商品・製品等の場合…損害が発生した時の発生した場所におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに必要な額をいいます(必要な額が市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします)。
・貴金属等の場合…損害が発生した時の発生した場所におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

- 保険金額が評価額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額より少なくなる場合があります。
- 損害保険金のお支払い額が1回の事故で保険金額の80%を超えた場合は、「物損害補償条項」および「費用補償条項」は損害発生時に終了します。なお、80%を超えないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

⚠ 建物の保険金額の設定にあたっては、土地代は除いて設定ください。

万一の事故の際、保険金だけで従来と同等の物を再築または再取得することができる「新価（再調達価額）」基準でのご契約をおすすめします。

（注）詳細はP25 契約概要のご説明の1 6をご確認ください。

保険金の支払基準を変更する特約

（注）複数の保険の対象を契約いただく場合、保険金の支払基準を変更する特約のセット方法につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

支払基準	建物	設備・什器等	商品・製品等
新価基準	☑ **建物価額協定保険特約** 事故が発生した場合は、保険金額を限度に、新価（再調達価額）を基準とした損害の額を補償※1します。 新価（再調達価額）で評価を行い、保険金額は評価した額に約定付保割合を乗じて設定してください。 約定付保割合は、100%・80%・60%から選択いただきます。 ● 建物［延床面積1,500㎡未満で所定の条件を満たす店舗、併用住宅等］にセットいただけます。 ● 損害保険金のお支払いの額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超え、建物の保険契約が終了する場合には、「特別費用保険金」として損害保険金の10%（1敷地内200万円限度）を加算してお支払いします。 ● 「建物価額協定保険特約」の対象とならない場合でも、「新価保険特約」でのご契約が可能となる場合があります。 （注）工場物件には、セットすることができません。	☑ **新価実損払特約（設備・什器等用）** 設備・什器等に発生した損害について保険金額を限度に新価（再調達価額）を基準とした損害の額を補償※1します。 ● 保険金額は100万円以上、かつ千円単位でお客さまのご希望に応じて、新価（再調達価額）を限度に設定してください。 （注）保険金額の設定にあたっては、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも、保険料が高くなることがありますのでご注意ください。	商品・製品等については、保険金の支払基準を「新価基準」とすることはできません。
	☑ **新価保険特約（建物用）（設備・什器等用）（屋外物件用※2）** 新価（再調達価額）を基準に保険金額を設定し、新価（再調達価額）を基準とした損害の額を補償します。 ● 延床面積が1,500㎡以上の建物、設備・什器等などの「建物価額協定保険特約」をセットできない物件におすすめです。 ● 減価割合が5割を超える場合は、この特約をセットすることができません。 ● 保険金額が新価（再調達価額）に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額より少なくなる場合があります。 ● この特約をセットした場合でも、損害が発生した日から2年の期間内に、保険の対象と同一用途のものを、同一敷地内において再取得しない場合等の一定の条件に該当した場合は、時価額を基準としたお支払いとなります。		
時価基準	上記の特約をセットしない場合は、「時価基準」でのお支払いとなります。		☑ **実損払特約（商品・製品等用）** 時価額が基準となります。その他の条件は「新価実損払特約（設備・什器等用）」に準じます。

⚠ **家財について**
保険の対象が「家財」の場合、家財に発生した損害については保険金額を限度に事故発生時の再調達価額を基準とした損害の額を補償※1する「新価実損払特約（家財用）」が自動セットされます。
保険金額の設定にあたっては、ご契約時の再調達価額を限度に、100万円以上10万円単位でお客さまのご希望に応じて設定いただけますが、複数のご契約に分けてご加入される場合は、ご契約をまとめてご加入されるよりも、保険料の合計が高くなることがありますのでご注意ください。

⚠ **貴金属等について**
貴金属等については保険の対象（設備・什器等または家財）に含まれますが、1個または1組について30万円を超える損害は、損害の額を30万円とみなして保険金をお支払いします。
保険の対象が「設備・什器等」または「家財」の場合で、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等をお持ちの場合は、30万円を超える損害に備える「明記物件補償特約（貴金属等用）」をおすすめします。
（注）「明記物件補償特約（貴金属等用）」で補償する明記物件は、必ずそれらを含む設備・什器等または家財とセットでご契約ください。明記物件のみのご契約はできません。1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等が商品・製品等である場合は、保険の対象とすることはできません。

※1 ベーシックプランの水災補償については実損払とはなりません。保険の対象または損害の状況に応じた支払割合等が適用されます。
※2 屋外物件用は、「敷地内屋外物件追加補償特約」にセットする特約です。

ご契約条件❷（免責金額の設定）について

免責金額を選択いただくことによりリスク実態に合わせた対応ができます。

免責金額の選択

リスク実態に合わせ、免責金額設定単位ごとに免責金額を選択いただけます。適用される補償は、建物、設備・什器等、商品・製品等、家財およびオプション特約の「明記物件補償特約（貴金属等用）（稿本等用）」「敷地内屋外物件追加補償特約」「電気的・機械的事故補償特約（建物付帯設備用）（設備・什器等用）」となります。

（注1）保険の対象ごとに異なる免責金額を選択いただくことはできません。なお、看板修復費用の免責金額は、選択いただいた免責金額にかかわらず3万円となります。
（注2）「電気的・機械的事故補償特約（建物付帯設備用）（設備・什器等用）」は❾の免責金額が適用されます。

基本の補償1「財物の補償」での補償区分	事故の種類	標準免責金額 ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン 工場	一般	標準免責金額を変更する場合の免責金額
❶	火災、落雷または破裂・爆発	0万円	0万円	0万円	0万円	1万円／3万円／5万円 10万円／20万円
❷	風災、雹災または雪災	0万円※1	0万円※1	0万円※1	0万円※1	1万円／3万円／5万円 10万円／20万円※2
❸	水ぬれ	0万円	0万円	0万円	×	1万円／3万円／5万円 10万円／20万円
❹❺	騒擾、労働争議等、航空機の墜落、車両の衝突等			0万円※3		標準免責金額を変更する場合、❸～❼（エコノミー（工場）は、❸～❺）は同額の免責金額となります。
❻❼	建物の外部からの物体の衝突等、盗難			×		
❽	水災	0万円	0万円※4	×	×	1万円／3万円／5万円 10万円／20万円
❾	不測かつ突発的な事故	1万円	×	×	×	3万円／5万円 10万円／20万円

※1 損害の額が20万円以上の場合、お支払いの対象となります。
※2 標準免責金額を変更する場合は、「風災等支払条件変更特約」がセットされ、損害の額が20万円未満でも、選択いただいた免責金額を超えるときに、お支払いの対象となります。
※3 ❹および❺の標準免責金額を変更しない場合には、「騒擾・車両衝突等支払条件変更（20万円以上事故補償）特約」がセットされ、損害の額が20万円以上のときにお支払いの対象となります。
※4 ベーシックプランの場合、水災の標準免責金額は変更できません。

免責金額を選択いただいた場合のお支払例

具体例 保険金額（ご契約金額）：建物5,000万円、設備・什器等 2,000万円

（注）建物、設備・什器等とも新価での契約であり、また、「臨時費用保険金対象外特約」および「臨時費用保険金補償内容変更（10%・100万円限度）特約」をセットいただいていないご契約とします。

事故の内容		損害の額
火災により	建物 設備・什器等 が 全焼	7,000万円
	建物 設備・什器等 が 半焼	3,500万円
	設備・什器等 が 一部焼失	100万円

基本の補償1「財物の補償」でお支払いする損害保険金・臨時費用保険金（契約プラン共通）

火災、落雷または破裂・爆発の免責金額	20万円を選択	選択なし
火災により全焼	損害保険金 6,960万円 ＋ 臨時費用保険金 500万円 = **7,460万円**	損害保険金 7,000万円 ＋ 臨時費用保険金 500万円 = **7,500万円**
火災により半焼	損害保険金 3,460万円 ＋ 臨時費用保険金 500万円 = **3,960万円**	損害保険金 3,500万円 ＋ 臨時費用保険金 500万円 = **4,000万円**
火災により一部焼失	損害保険金 80万円 ＋ 臨時費用保険金 24万円 = **104万円**	損害保険金 100万円 ＋ 臨時費用保険金 30万円 = **130万円**

ご契約条件❸（費用対象外および割引）について

費用を一部対象外としたり、リスクに応じて割引を適用できる場合があります。

オプション特約

臨時費用保険金の補償内容を変更したり補償対象外とすることができます。

☑ 臨時費用保険金補償内容変更（10%・100万円限度）特約

基本の補償1「財物の補償」で補償される臨時費用保険金の割合・支払限度額を10%・100万円限度に縮小する特約です。

保険料例

セットしない場合 保険料 **73,850円** ▶ セットした場合 保険料 **64,140円**

年間 9,710円 削減!

〈契約条件〉保険の対象の所在地:東京都／物件種別:一般物件／建物内の職作業:事務所／保険の対象:建物／構造級別:1級／保険金額:1億円／契約プラン:ワイドプラン／保険金の支払基準:新価（再調達価額）・「建物価額協定保険特約」100%／保険期間:1年間／保険料の払込方法:一時払／その他条件:基本の補償1「財物の補償」のみ、標準免責金額、上記特約以外のオプション特約および地震保険のセットなし、割引の適用なし

☑ 臨時費用保険金対象外特約

基本の補償1「財物の補償」で補償される臨時費用保険金を補償対象外とする特約です。

保険料例

セットしない場合 保険料 **73,850円** ▶ セットした場合 保険料 **59,600円**

年間 14,250円 削減!

〈契約条件〉保険の対象の所在地:東京都／物件種別:一般物件／建物内の職作業:事務所／保険の対象:建物／構造級別:1級／保険金額:1億円／契約プラン:ワイドプラン／保険金の支払基準:新価（再調達価額）・「建物価額協定保険特約」100%／保険期間:1年間／保険料の払込方法:一時払／その他条件:基本の補償1「財物の補償」のみ、標準免責金額、上記特約以外のオプション特約および地震保険のセットなし、割引の適用なし

⚠ 「建物」、「設備・什器等」を保険の対象とし上記特約をセットする場合には、「新価（再調達価額）」でのご契約をおすすめします。14ページ参照

上記のほか、地震火災費用保険金を補償対象外とする「地震火災費用保険金対象外特約」があります。特約の詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

建物のリスクに応じた割引について

保険の対象となる建物または保険の対象となる動産を収容する建物のリスク状況に応じた割引を適用することにより、合理的な保険料設定が可能です。

築年数割引

保険の対象に建物を含む契約で、建物建築年が始期日の属する年から10年以内の場合、建物基本保険料に対して、築年数割引（建物建築年による割引）を適用します。

消火設備割引

当社の定める規定※に合致し、かつ検査に合格した消火設備を有する場合、建物およびその収容動産に割引が適用されます。

※詳しい内容は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

割引の適用例

築年数割引	
適用なし	73,850円
適用※1	71,910円

消火設備割引	
適用なし	73,850円
適用（10%※2）	70,090円

〈契約条件〉保険の対象の所在地:東京都／物件種別:一般物件／建物内の職作業:事務所／保険の対象:建物／構造級別:1級／保険金額:1億円／契約プラン:ワイドプラン／保険金の支払基準:新価（再調達価額）・「建物価額協定保険特約」100%／保険期間:1年間／保険料の払込方法:一時払／その他条件:基本の補償1「財物の補償」のみ、標準免責金額、オプション特約および地震保険のセットなし

※1 新築の場合
※2 適用される割引率は消火設備により異なります。
（注）割引率は全体の保険料にかかりません。

保険料の払込方法はキャッシュレスをおすすめします。

保険料の払込方法について

長期分割払（年払・月払）のご案内

タフビズ事業活動総合保険で
保険期間（ご契約期間）が5年の長期分割払（年払・月払）で契約いただいた場合

毎年のご契約手続が不要となります。

タフビズ事業活動総合保険の長期分割払（年払・月払）の保険期間は
2年～5年から選択いただけます。
最長5年までのご契約が可能なため、毎年のご契約手続の手間が省けます。
長期分割払（年払・月払）だと、一度にまとまったお金をご用意いただく必要がありません。

（注1）明細付契約等一部契約いただけない場合があります。
（注2）長期分割払（月払）契約には、保険料割増が適用される場合があります。

保険料の払込方法は簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約時に指定いただいた方法により、後日、保険料を払い込みいただきますので、ご契約時に現金を用意いただく必要はありません。次のとおりキャッシュレスで払い込んでいただけます。

主なキャッシュレスの払込方法		概　要
口座振替	1年一時払または長期一括払の場合に選択いただけます。	ご契約の保険料を払い込む場合に、指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払（登録方式）		ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社の指定するクレジットカードによって払い込む方法です。
払込票払		ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社所定の払込取扱票によってコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行（郵便局）またはペイジーで払い込む方法です。

初回保険料を口座振替で払い込みいただく場合の注意事項
初回保険料を口座振替で払い込みいただく場合は、ご契約時に「火災保険申込書」と「口座振替申込書」にてお手続きをいただき、ご契約後すみやかに（保険責任開始時まで）、あいおいニッセイ同和損保初回口座振替受付専用ダイヤル（0120-502-565）へご連絡ください。
（注1）始期日の属する月の前月までにお手続きいただける場合は、ご連絡は不要です。
（注2）応答装置により質問にお答えいただきますので、火災保険申込書などご契約内容のわかるものをお手元にご用意ください。
（注3）IP電話等からおかけいただいた場合、電話会社の都合でつながらないことがございます。その場合は、申し訳ございませんが、079-598-2390（有料）におかけください。

ご継続の保険料をお支払いいただく際に口座振替を利用いただく場合は、「火災保険申込書」と「口座振替申込書」を始期日の属する月の前月末までに提出いただくようお願いいたします。
（注）既にご継続前のご契約が口座振替契約のお客さまは、火災保険申込書のみのご提出となります。

併用住宅については、地震保険をおすすめします。

保険の対象が、併用住宅（店舗や事務所等と住居を併用している建物）またはそれに収容される家財の場合は、「地震保険」のご契約もおすすめします。

地震保険は単独ではご契約できません。タフビズ事業活動総合保険「物損害補償条項」とセットで契約いただく必要があります。セットで契約いただくタフビズ事業活動総合保険「物損害補償条項」が保険期間の中途で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、タフビズ事業活動総合保険「物損害補償条項」の保険期間の中途から地震保険を契約いただくことができます。地震保険を契約いただいていない場合は、地震等（地震・噴火またはこれらによる津波）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます）損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません。

地震保険の概要

保険金をお支払いする場合（補償内容）

（1）地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象（居住用建物またはその収容家財）に下表の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。なお、地震保険は地震保険金額に一定の割合を乗じた額をお支払いするものであり、実際の損害の額や修理費用をお支払いするものではありません。
（2）1回の地震等※1による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円※2を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11.3\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

※1 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
※2 平成30年7月時点の金額です。なお、本金額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。

保険の対象	損害の程度	認定の基準	お支払いする保険金
建物	全損	・主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害の額が、建物の時価額※の50%以上となった場合 ・焼失または流失した部分の床面積が、建物の延床面積の70%以上となった場合	建物の地震保険金額の（時価額※が限度） 100%
	大半損	・主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害の額が、建物の時価額※の40%以上50%未満となった場合 ・焼失または流失した部分の床面積が、建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合	建物の地震保険金額の（時価額※の60%が限度） 60%
	小半損	・主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害の額が、建物の時価額※の20%以上40%未満となった場合 ・焼失または流失した部分の床面積が、建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合	建物の地震保険金額の（時価額※の30%が限度） 30%
	一部損	・主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害の額が、建物の時価額※の3%以上20%未満となった場合 ・建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合で、その建物が「全損」・「大半損」・「小半損」・「上記の一部損」に至らないとき	建物の地震保険金額の（時価額※の5%が限度） 5%
家財	全損	家財の損害の額が、家財の時価額※の80%以上となった場合	家財の地震保険金額の（時価額※が限度） 100%
	大半損	家財の損害の額が、家財の時価額※の60%以上80%未満となった場合	家財の地震保険金額の（時価額※の60%が限度） 60%
	小半損	家財の損害の額が、家財の時価額※の30%以上60%未満となった場合	家財の地震保険金額の（時価額※の30%が限度） 30%
	一部損	家財の損害の額が、家財の時価額※の10%以上30%未満となった場合	家財の地震保険金額の（時価額※の5%が限度） 5%

※再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。
●損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金のお支払い対象とはなりません。
●門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金のお支払い対象とはなりません。
●損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合等

（1）次のものは保険の対象に含まれません。
●店舗や事務所のみに使用されている建物　●営業用什器（じゅう）・備品や商品などの動産　●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車　●貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの　●稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物　など
（2）建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。
（3）建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。

引受条件（保険金額等）

（1）地震保険の保険の対象は、「居住用建物」または「家財」です※。
※建物と家財のそれぞれで契約いただく必要があります。保険の対象が「建物」のみの場合、建物に収容されている家財に損害が発生しても、保険金のお支払い対象とはなりません。
（2）地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、セットで契約いただくタフビズ事業活動総合保険「物損害補償条項」の保険金額の30%～50%の範囲で千円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります※1※2※3。
※1 既に他の地震保険契約があり、追加でご契約する場合は、限度額から他の地震保険金額の合計を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。
※2 マンション等の区分所有建物の場合は、それぞれの区分所有者ごとに限度額が適用されます。
※3 同一被保険者が所有する複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯数に限度額を乗じた額をもって、建物の限度額とすることができます。
（3）地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造により決まります。
（4）地震保険には右表の割引が適用できる場合があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。保険の対象となる「建物」が右表のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料を提出いただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。

（注）下記4つの割引は、重複して適用することはできません。

割引制度	割引率	内　容
建築年割引	10%	昭和56年（1981年）6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に対して適用します。
耐震等級割引	耐震等級 3 50% 耐震等級 2 30% 耐震等級 1 10%	住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に規定する評価方法基準に定められた「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している建物およびその収容家財に対して適用します。
免震建築物割引	50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に規定する評価方法基準において、免震建築物の基準に適合する建物およびその収容家財に対して適用します。
耐震診断割引	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年（1981年）6月1日施行）に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財に対して適用します。

補償内容の詳細❶

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

タフビズ事業活動総合保険の普通保険約款・主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。

1 基本の補償1「物損害補償条項」

「物損害補償条項」の補償内容

（注）商品・製品等である貴金属等で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは保険の対象には含まれません。

	事故の種類／保険金をお支払いする主な場合（消防または避難に必要な処置による損害を含みます）	契約プラン（○:対象、×:対象外） ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン 工場物件	一般物件	損害保険金の支払額
物損害補償条項	❶ 火災、落雷または破裂・爆発	○	○	○	○	〈建物、設備・什器等、商品・製品等または明記物件の場合〉 a. 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合は、1回の事故につき、保険金額設定単位ごとに、損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。 b. 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、1回の事故につき、保険金額設定単位ごとに、次の算式によって算出した額をお支払いします。 （損害の額 − 免責金額）× 保険金額／保険価額の80%に相当する額 ＝ 損害保険金の額 〈家財の場合〉 「新価実損払特約（家財用）」が自動セットされます。 c. 損害の額 − 免責金額 ＝ 損害保険金の額 （注）上記a.からc.は保険金額を限度とします。
	❷ 風災、雹災または雪災	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	
	❸ 水ぬれ	○	○	○	×	
	❹ 騒擾、労働争議等	○	○	○ ※2	×	
	❺ 航空機の墜落、車両の衝突等	○	○	○ ※2	×	
	❻ 建物の外部からの物体の衝突等	○	○	×	×	
	❼ 盗難	○	○ ※3	×	×	上記a.、b.またはc.に従いお支払いします。ただし、以下の支払限度額があります。 ・商品・製品等の貴金属、宝玉および宝石の場合には、1回の事故につき、1,000万円を限度とします。 ・明記物件の貴金属等の場合には、1回の事故につき、100万円を限度とします。
	通貨の盗難（家財または設備・什器等が保険の対象の場合）	○	○	×	×	〈生活用の通貨の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円を限度とし、その損害の額をお支払いします。 〈業務用の通貨の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とし、その損害の額をお支払いします。
	預貯金証書の盗難（家財または設備・什器等が保険の対象の場合）					〈生活用の預貯金証書の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額をお支払いします。 〈業務用の預貯金証書の場合〉1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額をお支払いします。
	❽ 水災 水災によって、保険の対象に損害が生じ、損害の状況が以下のいずれかに該当する場合 ア. 保険証券に「浸水条件有・縮小払」と記載のある場合（ベーシックプラン） （ア）保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合 （イ）保険の対象である建物または家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、建物または家財にそれぞれの保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合 （ウ）上記（ア）（イ）以外で、保険の対象である建物または家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、建物または家財に損害が生じた場合 （エ）保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合 イ. 保険証券に「浸水条件有」と記載のある場合（ワイドプラン） （ア）保険の対象である建物または動産にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合 （イ）上記（ア）以外で、保険の対象である建物または動産を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、建物または動産に損害が生じた場合	○	○	×	×	左記ア.の場合、次の（a）から（c）までの算式によって算出した額をお支払いします。ただし、（b）および（c）の規定に基づき、お支払いする額の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。 （a）左記ア.の（ア）の場合 〈建物の場合〉 保険金額 × （損害の額 − 免責金額／保険価額） × 縮小割合（70%） ＝ 損害保険金の額 〈家財の場合〉「新価実損払特約（家財用）」が自動セットされます。 （損害の額または保険金額のいずれか低い額 − 免責金額） × 縮小割合（70%） ＝ 損害保険金の額 （b）左記ア.の（イ）の場合 保険金額 × 支払割合（10%） ＝ 損害保険金の額　ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。 （c）左記ア.の（ウ）または（エ）の場合 保険金額 × 支払割合（5%） ＝ 損害保険金の額　ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 左記イ.の場合、事故の種類❶〜❻の損害保険金の支払額のa.、b.またはc.に従いお支払いします。
	❾ 不測かつ突発的な事故（上記❶〜❽以外の事故）	○	×	×	×	上記a.、b.またはc.に従いお支払いします。ただし、以下の支払限度額があります。 ・家財または明記物件の貴金属等の場合には、1回の事故につき50万円を限度とします。

※1 損害の額が20万円以上の場合、お支払いの対象となります。ただし、「風災等支払条件変更特約」をセットすることにより、損害の額が20万円未満であっても、選択いただいた免責金額を超える場合にお支払いの対象となります。

※2 ❹および❺の標準免責金額を変更しない場合には、「騒擾・車両衝突等支払条件変更（20万円以上事故補償）特約」が自動セットされ、損害の額が20万円以上のときに、お支払いの対象となります。　※3 商品・製品等の盗難は対象外となります。

「物損害補償条項」・「費用補償条項」における費用保険金等

（注）下記の保険金等のほか、自動セットされる「緊急処置費用補償特約」による緊急処置費用保険金をお支払いします。

	事故に伴う費用保険金等	費用保険金等をお支払いする場合	契約プラン（○:対象、×:対象外） ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン 工場物件	一般物件	費用保険金等の支払額
費用保険金	臨時費用保険金※	上記の事故が発生し、損害保険金が支払われる場合	○ ❶〜❾の事故	○ ❶〜❽の事故	○ ❶〜❺の事故	○ ❶〜❷の事故	損害保険金 × 30%　（1回の事故につき1敷地内ごとに500万円を限度とします）
	残存物取片づけ費用保険金	上記の事故が発生し、損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物取片づけに必要な費用（取り壊し費用・取片づけ清掃費用・搬出費用等）を支出した場合	○ ❶〜❾の事故	○ ❶〜❽の事故	○ ❶〜❺の事故	○ ❶〜❷の事故	残存物取片づけ費用の額　（損害保険金 × 10%　を限度とします）
	失火見舞費用保険金	火災、破裂・爆発事故の際に、延焼などにより被害が近隣建物等にも及んだ場合	○	○	○	○	被災世帯数 × 20万円　（1回の事故につき、保険金額 × 20%　を限度とします）
	地震火災費用保険金※	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合など	○	○	○	○	保険金額 × 支払割合（5%）　（物件種別が「一般物件」の場合、1回の事故につき1敷地内ごとに300万円を限度とし、物件種別が「工場物件」の場合、1回の事故につき1敷地内ごとに2,000万円を限度とします）
	修理付帯費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発による損害の復旧にあたり、必要かつ有益な費用を支出した場合	○	○	○	○	修理付帯費用の額　物件種別が「一般物件」の場合、1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。物件種別が「工場物件」の場合、1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。
	看板修復費用保険金	建物または設備・什器等が保険の対象である場合において、上記の事故により、建物または設備・什器等を収容する建物から5m以内の移動式看板に損害が発生し、自己の費用で修復した場合	○ ❶〜❾の事故	○ ❶〜❽の事故	○ ❶〜❺の事故	○ ❶〜❷の事故	移動式看板を損害発生直前の状態に復旧するために要した費用 − 3万円　（1回の事故につき10万円を限度とします）
	損害防止費用	火災、落雷、破裂・爆発事故が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要または有益な所定の費用を支出した場合	○	○	○	○	損害防止費用の額
	権利保全行使費用	事故が発生した際に、当社が代位取得する債権の保全および行使に必要な手続きのための費用を支出した場合	○	○	○	○	権利保全行使費用の額

※臨時費用保険金については、「臨時費用保険金補償内容変更（10%・100万円限度）特約」「臨時費用保険金対象外特約」をセットすることで補償内容を変更したり対象外とすることができます。また、地震火災費用保険金についても「地震火災費用保険金対象外特約」をセットすることで補償対象外とすることができます。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による損害または損害を受けたことによる損失等については保険金をお支払いできません。

〈「物損害補償条項」、「休業損害補償条項」共通の項目〉

- ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ●風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込みや漏入によって生じた損害
- ●保険契約者または被保険者が所有または運転する車両もしくはその積載物の衝突または接触によって生じた損害
- ●火災等の事故の際における紛失・盗難によって生じた損害
- ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ●核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物による事故によって発生した損害
- ●保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
- ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱等またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損（落書きによる汚損を含みます）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ●保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ●万引き等によって生じた損害（万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合に生じた損害を除きます）

など

〈「物損害補償条項」固有の項目〉

- ●稿本等のうち保険金額の記入を含めて保険申込書に明記しなかったものに生じた損害
- ●水災によって保険の対象に生じた損害の額が、それぞれの保険価額の30%未満であり、かつ床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水も生じなかった場合

など

補償内容の詳細②

2 基本の補償2「休業損害補償条項」

	事故の種類	契約プラン（○:対象、×:対象外） ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン 工場物件	一般物件
休業損害補償条項	❶ 火災、落雷または破裂・爆発	○	○	○	○
	❷ 風災、雹（ひょう）災または雪災	○	○	○	○
	❸ 水ぬれ	○	○	○	×
	❹ 騒擾（じょう）、労働争議等	○	○	○	×
	❺ 航空機の墜落、車両の衝突等	○	○	○	×
	❻ 建物の外部からの物体の衝突等	○	○	×	×
	❼ 盗難	○	○	×	×
	❽ 水災	○	○	×	×
	❾ 不測かつ突発的な事故（上記❶～❽以外の事故）	○	×	×	×
	❿ 食中毒・特定感染症	○	○	×	×

保険金をお支払いする主な場合と支払額

休業損害保険金

下記ア.～ウ.の事故によって営業が休止または阻害されたために発生した損失を、［補償日額］×（［休業日数］－［控除する日数］）として補償します。

ア. 施設または隣接物件に発生した左記❶から❾の事故
イ. 敷地外ユーティリティ設備に発生した左記❶から❾の事故
ウ. 施設における食中毒の発生・特定感染症による汚染（左記❿）

（注1）保険証券記載の支払限度額または復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額のいずれか低い額が限度
（注2）上記ウ.の事故によって営業が休止または阻害されたために発生した損失については、保険証券記載の約定復旧期間に応じ、約款記載の補償限度期間を休業日数の限度とします。
（注3）「風災、雹（ひょう）災、雪災」、「水災」、上記イ.の事故の場合は、1日を控除する日数として差し引きます。

営業継続費用保険金

営業が休止または阻害されたために発生した、仮店舗・仮事務所の賃借費用や外注割増費用等の営業を継続するために必要な費用を、500万円または営業継続費用の支出によって減少させることができた休業日数に補償日額を乗じて得た額のいずれか高い額を限度としてお支払いします。

—

営業再開時臨時費用保険金

休業損害保険金が支払われる場合で、復旧期間終了後30日以内に売上高を回復するために当社の承認を得て支出した、営業再開広告費用、景品費用、許認可手続費用等として、

［休業損害保険金］×［10%］または100万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

前記〈「物損害補償条項」、「休業損害補償条項」共通の項目〉に加え、次の事由による損害を受けたことによる損失等については保険金をお支払いできません。
〈「休業損害補償条項」固有の項目〉
●国または公共機関による法令等の規制によって生じた損害
●保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損害
●以下事由によって生じた損失等
・敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
・賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
・労働争議
・脅迫行為
・水源の汚染、渇水、水不足
など

（注）上記の保険金のほか、損失防止費用、権利保全行使費用および自動セットされる「緊急処置費用補償特約」による緊急処置費用保険金をお支払いします。

3 基本の補償3「賠償責任等補償特約」 補償重複

賠償責任等補償特約

保険金の種類：賠償保険金

保険金をお支払いする場合

●施設賠償責任
日本国内において、施設の所有、使用または管理や仕事の遂行に起因する事故により下記の事態になった結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合
・他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させた場合
・不当な身体の拘束等により自由を侵害した、名誉毀（き）損をした、あるいはプライバシーを侵害した場合（人格権侵害）
・他人の財物を損壊することなく、使用不能にした場合（使用不能損害）

●個人賠償責任
（記名被保険者が保険の対象または保険の対象を収容する建物に居住し、かつ「個人賠償責任対象外特約」がセットされていない場合に補償します）
日本国内において、居住部分の所有、使用または管理や被保険者の日常生活に起因する事故により下記の事態になった結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合
・他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させた場合

お支払いする保険金の種類と支払額

種類		支払額	支払限度額	
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任の額	①～④、⑦の合計額	保険証券に記載された支払限度額	「人格権侵害」の場合 被害者1名について100万円 1回の事故および保険年度について支払限度額を限度とします。 「使用不能損害」の場合 1回の事故および保険年度について100万円を限度とします。
②損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用（⑦を除きます）			
③権利保全行使費用	他人への賠償請求権の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用			
④緊急措置費用	応急手当等の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用			
⑤協力費用	当社が解決するにあたり被保険者が当社に協力するために要した費用	実費	なし	
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬等の費用	実費	①が支払限度額を超える場合は、［争訟費用］×［支払限度額／①］	
⑦臨時費用	被保険者が負担した事故現場の保存に要する費用などで、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する訴訟の解決について必要または有益と当社が認めた費用	①～④、⑦の合計額	保険証券に記載された支払限度額 ただし、保険年度ごとに通算して100万円を限度とします。	

保険金をお支払いできない主な場合

次の損害賠償責任等については保険金をお支払いできません。
●保険契約者、被保険者、これらの法定代理人の故意による損害賠償責任
●被保険者と他人との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損、紛失または盗取について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
●被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ対象施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
●被保険者が所有、使用または管理する財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害
●以下に該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害
・管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任
・管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害賠償責任
・管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された管理財物の破損に起因する損害賠償責任
・管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する損害賠償責任
など

保険金の種類：治療費等保険金

保険金をお支払いする場合

日本国内において施設の所有、使用または管理や仕事の遂行に起因する事故により下記の事態になった結果、被保険者が、法律上の損害賠償責任がなくても治療費等を当社の同意を得て負担することにより損害を被った場合
・他人が身体の障害を被り、その身体の障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に、通院・入院した、あるいは重度後遺障害を被った、または死亡した場合

お支払いする保険金の種類と支払額

		支払限度額 死亡の場合	重度後遺障害の場合	入院の場合	通院の場合
被害者治療費等の額	1回の事故につき被害者1名について	50万円	50万円	10万円	3万円
	1事故および保険年度中について	1,000万円（既に支払われた保険金の合算となります）			

保険金をお支払いできない主な場合

〈ご注意〉
治療費等保険金をお支払いした後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、既に支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、左記①の損害賠償金として支払われるべき賠償保険金に充当します。

（注）なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまいますのである場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。ご注意ください。

このパンフレットに記載の補償が重複する可能性のある特約に、補償重複 マークを付けています。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

補償内容の詳細③

4 基本の補償1「財物（建物・動産）の補償」にセット可能なオプション特約

特約名	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
明記物件補償特約※1（貴金属等用）（稿本等用）	補償内容の詳細❶1「物損害補償条項」の「事故の種類」の事故によって明記した貴金属等または稿本等に損害が発生した場合に、明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします※2※3。	前記1の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
敷地内屋外物件追加補償特約※1	補償内容の詳細❶1「物損害補償条項」の「事故の種類」の事故（水災についてはお支払方法が異なります）によって敷地内の屋外設備・装置に損害が発生した場合に、この特約の保険金額を限度に損害保険金をお支払いします※3。	前記1の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、以下の損害についても保険金をお支払いできません。 ・水災において、浸水条件等がある場合は、損害割合※4が30%未満のとき ・屋外に設置された自動販売機・精算機・両替機等の現金受入機器に発生した盗難や破損等の事故による損害 ・屋外駐車場機械設備の車止装置（ロック板）部分、侵入防止棒（アーム）部分、アーム用ポール部分等に単独に発生した損害　など
風災等支払条件変更特約※1	補償内容の詳細❶1「物損害補償条項」の「事故の種類」❷について、損害の額が20万円未満であっても、選択いただいた免責金額を超える場合、お支払いします（普通保険約款「物損害補償条項」では、風災、雹（ひょう）災、雪災は損害の額が20万円以上の場合お支払いの対象となります）。	前記1の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
騒擾（じょう）・車両衝突等支払条件変更（20万円以上事故補償）特約※1	補償内容の詳細❶1「物損害補償条項」の「事故の種類」❹❺について、損害の額が20万円以上の場合、お支払いします（エコノミープラン（工場物件用）の場合、騒擾（じょう）、労働争議等および航空機の墜落、車両の衝突等の標準免責金額を変更しないとき、本特約が自動セットされます）。	前記1の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
業務用現金盗難拡張補償特約※1	建物内の業務用通貨・預貯金証書の盗難によって発生した約款所定の限度額を上回る損害または業務用切手・印紙・手形・小切手の盗難による損害および建物外で通常の経路で集金・携行されている業務用通貨・預貯金証書等の盗難による損害を補償します（ワイドプランのみセット可能です）。	前記1の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、以下の損害についても保険金をお支払いできません。 ・帳簿（現金元帳等をいいます）その他の証拠書類により客観的に証明することができない損害 など
電気的・機械的事故補償特約※1（建物付帯設備用）（設備・什（じゅう）器等用）	保険の対象が「建物」の場合は、建物に付帯された機械、機械設備または装置の、保険の対象が「設備・什（じゅう）器等」の場合は、設備・什（じゅう）器等の電気的・機械的事故を補償します（ワイドプランのみセット可能です）。 （注）設備・什（じゅう）器等用の特約は、作業場物件・工場物件にはセットできません。	前記1の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、以下の損害についても保険金をお支払いできません。 ・日時認識エラーが原因の誤作動・故障が発生した結果生じた損害 ・対象設備に組み込まれたプログラム等の情報のみに発生した損害 ・対象設備の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害 ・不当な修理や改造によって発生した損害　など
事業者用類焼損害補償特約※1 補償重複	建物やその収容動産等からの火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物やその収容動産に類焼した場合に類焼先の損害を補償する特約です。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等からの保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。	保険契約者等の故意、地震もしくは噴火またはこれらによる津波などのほか、以下のものに対する損害については補償の対象外となります。 ・保険の対象である「建物」・「動産」 ・〈動産をご契約の場合〉保険の対象である動産を収容する建物 ・〈建物をご契約の場合〉保険の対象である建物に収容される動産 ・通貨、有価証券類や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等 ・国・地方公共団体が所有する建物 ・商品・製品等　など
家賃補償特約※1	火災等により、建物が損害を受けた結果発生する家賃の損失を補償します※3。 （注1）工場物件にはセットできません。 （注2）「休業損害補償条項」を選択したご契約ではセットすることはできません。	前記1の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特約名	特約の概要
臨時費用保険金補償内容変更（10%・100万円限度）特約※1	「普通保険約款」または「敷地内屋外物件追加補償特約」で規定されている臨時費用保険金の支払割合と支払限度額（30%・500万円限度）を10%・100万円限度に変更する特約です。明記物件を保険の対象とした場合も同様となります。 （注）保険金をお支払いできない場合は、前記1の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じです。
臨時費用保険金対象外特約※1	「普通保険約款」または「敷地内屋外物件追加補償特約」で規定されている臨時費用保険金を補償対象外とする特約です。明記物件を保険の対象とした場合も同様となります。
地震火災費用保険金対象外特約※1	「普通保険約款」または「敷地内屋外物件追加補償特約」で規定されている地震火災費用保険金を補償対象外とする特約です。明記物件を保険の対象とした場合も同様となります。

※1「休業損害補償条項」のみのご契約ではセットすることはできません。
※2 事故の種類により、支払限度額が設けられている場合があります。
※3 補償の対象となる事故の種類は契約プランにより異なります。
※4 保険価額に対する損害の額の割合をいいます。
※5「休業損害補償条項」のみの契約でもセット可能です。
※6 一時的に対象施設外で管理する場合を含みます。
※7 保険期間中に発生した場合に限ります。
※8 記名被保険者（記名被保険者が法人である場合は代表者）が保険の対象または保険の対象を収容する建物に居住している場合に補償されます。

5 基本の補償1「財物（建物・動産）の補償」または 基本の補償2「休業損害の補償」にセット可能なオプション特約

特約名	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任・修理費用補償特約※5 補償重複	被保険者が責任を負う偶然な事故により、借用戸室に損害を与えた結果、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。 また偶然な事故により借用戸室に損害が発生し、貸主との契約に基づき、被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用を主要構造部等の修理費用を除き、補償します。	次の事由による損害については保険金をお支払いできません。 〈両特約共通〉 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ・戦争、革命、内乱、暴動等 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質などに起因する事故 ・借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事 ・借用戸室の欠陥によって生じた破損 ・借用戸室の自然の消耗もしくは劣化等による破損 〈「借家人賠償責任・修理費用補償特約」のみ〉 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた破損 ・借用戸室の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の破損 ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた破損 ・吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた破損　など
借家人賠償責任・修理費用補償（火災等限定）特約※5 補償重複	被保険者が責任を負う火災、破裂または爆発による火災事故により、借用戸室に損害を与えた結果、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。 また約款所定の事故により借用戸室に損害が発生し、貸主との契約に基づき、被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用を主要構造部等の修理費用を除き、補償します。	

6 基本の補償3「賠償責任等補償特約」にセット可能なオプション特約

特約名	保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
受託物賠償責任補償特約※1 補償重複	・記名被保険者が対象施設内で管理または使用する受託物が破損または紛失もしくは盗取されたことによって、受託物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 （受託物に含まない主なもの） ①通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ②貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品その他これらに類する物　など ・記名被保険者が対象施設内で保管する※6来訪者受託物が破損、紛失もしくは盗取されたことによって、来訪者受託品について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ・対象施設内での来訪者携帯品の盗取について記名被保険者が商法594条第2項に定める損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合		前記3の「賠償責任等補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」を準用するほか、次の事由による損害については保険金をお支払いできません。 ・記名被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ・記名被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が破損、紛失、もしくは盗取されたことに起因する損害 ・受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の破損に起因する損害 ・受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 ・受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ・来訪者受託品の破損もしくは盗取または来訪者携帯品の盗取による使用不能またはそれによる収益減少について記名被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・来訪者受託品が来訪者に引き渡された後に発見された来訪者受託品の破損に起因する損害　など
弁護士費用等補償特約※1 補償重複	〈弁護士費用等保険金〉 日本国内において偶然な事故によって右記ア.からウ.の被害※7が発生したことにより、被保険者が法律上の損害賠償請求権を有する場合に、被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求を弁護士に委任することにより発生した弁護士費用（弁護士報酬・訴訟費用など）を負担した場合 〈法律相談費用保険金〉 日本国内において偶然な事故によって右記ア.からウ.の被害※7が発生したことにより、被保険者が被害※7の日から1年以内に弁護士に法律相談を行うことにより法律相談料を負担した場合	ア. 被保険者が被った身体の傷害 イ. 施設の損壊 ウ. 保険の対象である「建物」または「保険の対象を収容する建物」のうち、居住の用に供される部分または日常生活用動産の損壊※8	次の事由による損害については保険金をお支払いできません。 〈共通の事項〉 ・保険契約者等の故意もしくは重大な過失 ・被保険者相互間の事故 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など 〈法律相談費用保険金固有の事項〉 ・婚姻、離婚、親子関係または相続等 ・身体障害を伴わない人格権侵害 など

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。
（注）なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまいますのでご注意ください。

このパンフレットに記載の補償が重複する可能性のある特約に、補償重複 マークを付けています。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

契約概要のご説明

特に確認いただきたい重要事項についてご説明します。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

(1)タフビズ事業活動総合保険は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や損害を受けたことによる損失等を補償する保険です。
(2)タフビズ事業活動総合保険では、補償範囲の異なる3つのプラン「ワイドプラン」「ベーシックプラン」「エコノミープラン」の中から、いずれかのプランをご選択いただき、「物損害補償条項」・「休業損害補償条項」のいずれかまたは両方をご選択のうえ、契約いただきます。それぞれのプランの内容は、P19～22補償内容の詳細❶❷をご参照ください。

2 保険の対象

タフビズ事業活動総合保険の保険の対象は、「物損害補償条項」・「休業損害補償条項」によりそれぞれ下記のとおりとなります。
(1)物損害補償条項:保険の対象は以下のとおりです。

保険の対象	ご説明
ア. 建物	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除く、土地に定着し、屋根および柱または壁を有するもの
イ. 設備・什器等	建物内に収容される設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品
ウ. 商品・製品等	建物内に収容される商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材
エ. 家財	建物内に収容される生活用動産（被保険者または同居の親族の方が所有するものに限ります）
オ. 明記物件（「明記物件補償特約（貴金属等用）（稿本等用）」をセット）	(ア)設備・什器等または家財である1個または1組ごとの価額が30万円を超える貴金属等※1で、上記イ.およびエ.とは別に保険金額を定めたもの※2 (イ)設備・什器等、商品・製品等または家財である稿本等で、上記イ.、ウ.およびエ.とは別に保険金額を定めたもの※2

※1 明記物件に記載されていない貴金属等に30万円を超える損害が発生した場合は、その損害の額を30万円とみなします。
※2 別途保険料を払い込みいただく必要があります。
(注)商品・製品等である貴金属等のうち、1個または1組の価額が30万円を超えるものについては明記物件としても保険の対象に含めることができません。

⚠「建物」を保険の対象とする場合のご注意

門、塀、垣、付属建物（延床面積が66㎡未満の物置・車庫等）、建物の基礎はご契約時に保険の対象に含まない旨の申し出がないかぎり、保険の対象に含まれます。なお、延床面積が66㎡以上の物置・車庫等の付属建物を保険の対象とする場合は、別途保険金額を設定して契約いただく必要があります。

(2)休業損害補償条項:保険の対象は以下のとおりです。

保険の対象	ご説明
ア. 施設	建物または構築物およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件
イ. 隣接物件	被保険者が入居するテナントビル等で他人が占有する部分のほか、保険証券記載の建物または構築物に隣接するアーケードや袋小路等
ウ. 敷地外ユーティリティ設備	約款記載の事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で約款記載の事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。

3 基本となる補償とお支払いする損害保険金の額

基本となる補償（契約プラン）を構成する事故の種類、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は、P19～22補償内容の詳細❶❷をご覧になるか、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

4 免責金額

免責金額は「物損害補償条項」に適用されます※1※2。なお、保険期間の中途で、免責金額を変更することはできません。免責金額の設定については、P15ご契約条件❷（免責金額の設定）についてをご覧になるか、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
※1 上記❷保険の対象(1)物損害補償条項の保険の対象共通となります。
※2 その他の補償についても「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」によって免責金額が設定される場合があります。

5 主な特約の概要

主な特約とその概要については、P23～24補償内容の詳細❸をご覧になるか、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

6 保険金額の設定

(1)物損害補償条項
保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、保険申込書をご確認ください。
なお、保険金額は、以下に記載する特約のセットの有無等に応じて、再調達価額または時価額いっぱいに設定ください。また、他の保険契約等がある場合は、合算した保険金額が再調達価額または時価額を超えていないかご確認ください。
(注)保険金の支払基準が時価の場合で、保険金額が時価額に満たないとき等は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなることがあります。

保険の対象	保険金額の設定
ア. 建物	時価額を基準として、一つの建物ごとに千円単位で保険金額を設定ください（土地代は除いて設定ください）。「建物価額協定保険特約」または「新価保険特約（建物用）」をセットする場合は、再調達価額を基準として一つの建物ごとに保険金額を設定ください。なお、工場物件でのご契約の場合は、「建物価額協定保険特約」をセットできません。
イ. 設備・什器等	時価額を基準として一つの建物に収容される設備・什器等ごとにこれらを一括して千円単位で保険金額を設定ください。「新価実損払特約（設備・什器等用）」をセットする場合は、保険金額は再調達価額に相当する額以下の100万円以上千円単位で設定ください。「新価保険特約（設備・什器等用）」をセットする場合は、再調達価額を基準として設定ください。
ウ. 商品・製品等	予想最高在庫価額に相当する額を基準として一つの建物に収容される「商品・製品等」ごとにこれらを一括して千円単位で保険金額を設定ください。「実損払特約（商品・製品等用）」をセットする場合は、保険金額は予想最高在庫価額に相当する額以下の100万円以上千円単位で設定ください。
エ. 家財	一つの建物内に収容される家財ごとにこれらを一括して保険金額を設定ください。なお、保険金額は再調達価額に相当する額以下の100万円以上十万円単位で設定ください。
オ. 明記物件	貴金属等の場合：一つの建物内に収容される1個または1組の貴金属等ごとに、30万円超千円単位で保険金額を設定ください。複数の保険の対象がある場合は、これらを合算したものを明記物件全体の保険金額とします。 稿本等の場合：一つの建物内に収容される1個の稿本等ごとに千円単位で保険金額を設定ください。複数の保険の対象がある場合は、これらを合算したものを明記物件全体の保険金額とします。 (注)「貴金属等」と「稿本等」を合わせて保険の対象とする場合は、これらを合算したものを明記物件全体の保険金額とします。

●ア.からオ.までの保険金額の合計額と「敷地内屋外物件追加補償特約」の保険金額の合計が1保険証券10億円以上となる場合は、タフビズ事業活動総合保険ではお取り扱いできないため、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
●オ.で保険金額を設定する場合は、イ.、ウ.およびエ.の保険金額は、オ.の保険金額を含めずに設定してください。
●「新価実損払特約（設備・什器等用）」もしくは「実損払特約（商品・製品等用）」をセットする場合または家財を保険の対象とする場合（「新価実損払特約（家財用）」（自動セット））、それぞれの特約をセットした保険の対象に生じた損害については、保険金額を限度に事故発生時の再調達価額（商品・製品等は時価額）を基準とした損害の額を補償します。また、保険金額の設定にあたっては、ご契約時の再調達価額（商品・製品等は時価額）を限度に、お客さまのご希望に応じて設定いただけますが、複数のご契約に分けて加入いただく場合は、ご契約をまとめて加入いただくよりも、保険料の合計が高くなることがありますのでご注意ください。

(2)休業損害補償条項
1事業所ごとの1日あたりの粗利益額※1を基準に契約口数を設定ください。契約口数は、「1万円×契約口数」が1日あたりの粗利益額以下となるよう、200口を上限に設定ください。支払限度額は、1口につき「1万円×約定復旧期間※2日数」となります※3。
※1 粗利益額とは、売上高から商品仕入高および原材料費（期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引いたものです）を差し引いた残高をいいます。
※2 保険金支払の対象となる期間であって、30日、100日、180日、365日の中から設定いただきます。
※3 食中毒・特定感染症の場合は、約定復旧期間に応じ、約款記載の補償限度期間を休業日数の限度とします。

7 保険期間および補償の開始・終了時期

(1)保険期間:1年から5年※までの整数年で設定できます。
※選択した払込方法によっては、設定できる保険期間に制限があります。
(2)補償の開始:始期日の午後4時※に始まります。
※保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
(3)補償の終了:満期日の午後4時に終わります。

[タフビズ事業活動総合保険の概要]

保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

2 保険料の決定の仕組み

保険料は、建物の所在地、物件種別、契約プラン、構造、保険金額、保険期間、建築年月※1、職作業等により決まります※2。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、実際に契約される保険料については、保険申込書をご確認ください。
※1 保険の対象に建物を含む契約で、建物建築年が始期日の属する年から10年以内の場合に、築年数割引（建物建築年による割引）を適用します。契約締結時に建物建築年が不明であった場合、または始期日の属する年から10年超であることを確認した場合、割引は適用できません。なお、保険期間の中途において建物建築年が判明した場合でも、保険期間の中途で割引を適用することはできません。
※2 保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物内で行われる職作業の内容により、保険料が異なる場合があります。

3 保険料の払込方法

(1)ご契約時の保険料は、以下のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いできない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます※1。

○:選択できます　×:選択できません

主な払込方法	分割払				1年一時払	長期一括払
	一般分割払※2	大口分割払	長期月払※3	長期年払		
口座振替	○	○	○	○	○	○
クレジットカード払（登録方式）※4	×	×	×	×	○	○
払込票払※4	×	×	×	×	○	○

※1 ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
※2 保険料割増が適用されます。
※3 保険料割増が適用される場合があります。
※4 保険料の額によっては利用できない場合があります。

(2)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

4 地震保険の取扱い

(1)商品の仕組み
地震保険は単独でご契約できません。タフビズ事業活動総合保険の「物損害補償条項」（以下 **地震保険の取扱い** において「主契約」といいます）とセットでご契約する必要があります。主契約が保険期間の中途で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約することができます。
(2)補償内容
補償内容については、P18地震保険についてを参照いただくか、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
(3)保険金をお支払いできない主な場合等
①地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。
②門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は、保険金のお支払い対象とはなりません。
③損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。
(4)保険期間、保険料の払込方法等
①地震保険の保険期間および払込方法は、セットでご契約いただく主契約と同じになります。
②地震保険の保険料については、震源モデル等の更新などを踏まえ、平成29年1月に地震保険料の見直しを行いました。なお、お客さまのご負担を抑えるため、3段階に分けた料率改定を行うことを予定しています（2回目の改定は平成31年1月実施）。
(5)引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）
①地震保険の保険の対象は、「居住用建物」または「家財」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、右記のものは保険の対象に含まれません。 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車　●稿本等　●貴金属等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの　など
②地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、主契約の保険金額の30%～50%の範囲で千円単位で設定できます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。
③地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
④所定の確認資料の提出により、免震・耐震性能に応じた割引（建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引）を適用できる場合があります。

⚠ 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い
大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください※。
※物件・被保険者を同一とする、保険金額が同額以下の継続契約のみお引受けが可能となります。

5 満期返れい金・契約者配当金

タフビズ事業活動総合保険および地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

6 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等を請求することがあります（特に、「初回保険料口座振替特約」とあわせて、「保険料一般分割払特約」、「保険料大口分割払特約」または「長期保険料分割払特約」（長期月払の場合）をセットした契約については、原則として追加請求が発生します）。また、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は
下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター（無料）
0120-721-101
※受付時間［平日9:00～17:00（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）］

事故が発生した場合は
遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。
あんしん24受付センター（無料）
0120-985-024
※受付時間［24時間365日］
※IP電話からは**0276-90-8852**（有料）におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は
一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。
そんぽADRセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］
0570-022-808
※受付時間［平日9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］　※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。　※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます！

お電話ください。“経営の困った”にスピーディに対応します。

法律のご相談　**税務のご相談**　**人事労務のご相談**

に弁護士・税理士・社会保険労務士が電話でアドバイスします（予約制）

・ご利用時間:平日13～17時（土・日・祝日、12/25～1/5を除きます）。
・サービスをご利用いただける方は保険契約者（法人の場合はその法人の代表者）となります。

・このサービスは、日本国内の法律・税務・人事労務に関するご相談が対象となり、海外のご相談は対象となりません。
・サービスのご利用は、保険期間中メニュー（項目）ごとにそれぞれ5回（保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに5回）までとなります。
・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
・一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
・既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ事業活動総合保険サービスガイド」でご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。

タフビズ事業活動総合保険なら30点！

あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに教材や教育設備品の援助を行っています。

万一、事故が発生した場合のお手続きについて

●事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
●他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
●「業務用現金盗難拡張補償特約」をご契約の場合で、手形または小切手の盗難事故が発生したときには、遅滞なく代理店・扱者または当社へのご連絡、警察官署等への届出および盗難にあった手形または小切手の公示催告の申立を行うとともに、所定の時期に除権判決の申立を行ってください。また、振出人等に対して、所定の時期までに異議申立提供金を手形交換所へ提供するよう協力を求めてください。
●賠償責任・弁護士費用等・法律相談費用を補償する特約をセットされる場合、賠償事故・被害事故にかかわる損害賠償請求権の委任、示談交渉・弁護士への法律相談等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。

あんしん24受付センター

事故の場合は　事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または右記までご連絡ください。

0120-985-024（無料）

24時間・365日受付
※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

ご注意いただきたいこと

複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください※。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●このパンフレットは「タフビズ事業活動総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください（団体扱・集団扱契約、保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります）。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
●「タフビズ事業活動総合保険」は「事業活動総合保険」のペットネームです。
●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
●次のものは保険申込書に明記しないと、保険の対象になりません。詳しい内容は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
　●稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿　など
●「タフビズ事業活動総合保険」は、損害保険金※1のお支払額が1回の事故で保険金額※2の80%を超えた場合は、この物損害補償条項および費用補償条項は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずに保険契約は満期日まで有効です。
　※1 業務用または生活用の通貨等の盗難の場合などを除きます。
　※2 保険金の支払基準を「新価」としたご契約で、保険金額が再調達価額を超えるときは再調達価額、保険金の支払基準を「時価」としたご契約で、保険金額が時価額を超えるときは時価額とします。
●保険期間中に契約プランや免責金額の変更を希望される場合は、契約をご解約後、改めて契約いただく必要がありますのでご了承ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

● ご相談・お申込先

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101（大代表）
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

（181004）（2018年10月承認）GA18B010549（21-736）[DK14]